

肥料価格高騰緊急支援事業 に関する説明会

令和5年2月15日
茨城県農林水産部農業政策課
戦略推進グループ

本日の説明内容・流れ

1. **県事業**の概要・・・・・・・・・・ P 1～
2. 事業実施スケジュール・・・・・・・・ P 4～
3. 申請手続きについて・・・・・・・・ P 5～
4. 皆様をお願いしたいこと・・・・ P 10～
5. よくある質問・・・・・・・・・・ P 13～

質疑応答(15分程度)

国と県の事業の混同を避けるために、本説明会においては以下のとおり表記のうえ、説明させていただきます。

【国】
「肥料価格高騰対策事業」
＝「国事業」

【県】
「肥料価格高騰緊急支援事業」
＝「県事業」

本日の配布資料

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①説明資料（スライド） | 6枚（両面） |
| ②申請書様式（様式1号～様式3号） | 3枚（様式1号のみ両面） |
| ③申請書記載例 | 3枚（様式1号のみ両面） |
| ④ 県事業 チラシ | 1枚（両面） |

※ご確認のうえ、不足資料がありましたら係員にお申し付けください。

※配布資料のデータは、農業政策課ホームページにアップロードしておりますので、ご活用ください。

1. 県事業の概要

国事業の参加農業者のうち、認定農業者等に対して、県が上乘せ支援することにより、肥料価格高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和します。

支援対象	認定農業者等 ①認定農業者・認定新規就農者 ②基本構想水準到達者 ③人・農地プランに位置付けられた農業経営体
支援割合	肥料費上昇分の1割 (算定式は右記のとおり)

【県事業支援金算定式】

国事業補助金受給額 ÷ 7

※小数点以下は切捨て

1. 県事業の概要

支援対象	定義
①認定農業者・認定新規就農者	市町村長等から「農業経営基盤強化促進法」に規定する農業経営改善計画あるいは青年等就農計画の認定を受けた者
②基本構想水準到達者	市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」あるいは、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を到達した農業経営体
③人・農地プランに位置付けられた農業経営体	「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、市町村が策定した人・農地プランに位置付けられた農業経営体

肥料価格高騰緊急支援事業（新規）

【R4.1月補正予算額 330百万円】

農林水産部農業政策課戦略推進G（029-301-3828）

国の肥料価格高騰対策事業の参加農業者に対して、県が上乗せ支援することにより、肥料価格高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和します。

事業概要

- 支援内容：前年からの肥料価格上昇率と使用低減率により算出した肥料費増加額の10%
（国事業70%+県事業10%）

【肥料コスト増加分算定式】

肥料コスト増加分＝当年の肥料購入費－（当年の肥料購入費÷価格上昇率※1÷使用量低減率※2）

※1：当年と前年の農産物価統計から国で算出

※2：1割（0.9）として国で算出

【県支援金】：肥料コスト増加分の1割

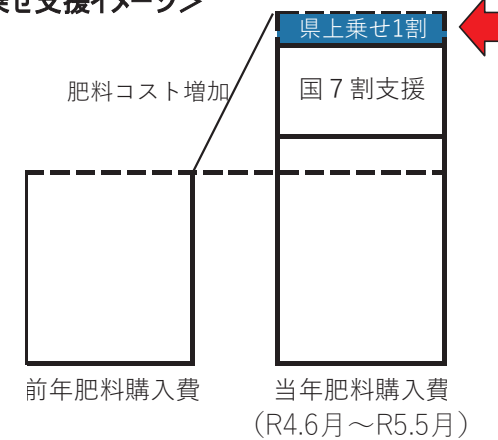
- 支援対象者：国の肥料価格高騰対策事業の参加農業者
（農産物を販売し、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農業者）のうち認定農業者等

スケジュール

R5.2月下旬～：申請受付、審査、支払い



<上乗せ支援イメージ>



2. 事業実施スケジュール

期間	予定
2/15 (水) ~ 2/24 (金)	事業説明会 周知 (チラシ・県ホームページ)
2/27 (月) ~ 3/10 (金)	申請受付
~ 3/24 (金)	1次 (形式) 審査完了
~ 3/31 (金)	最終審査完了 交付決定

○2/17(金)以降
県から周知用チラシを配布

○2/27(月)~
申請受付・電話相談窓口を開設
受付時間：10時~19時
※土日祝を除く。電話のみ。

**R5年春肥分の申請時期については、
国事業の動向を注視しながら、
改めてご案内いたします。**

3. 申請手続きについて

農業経営改善計画（または青年等就農計画）の認定書の写しを添付する場合、様式3号の発行は不要です。

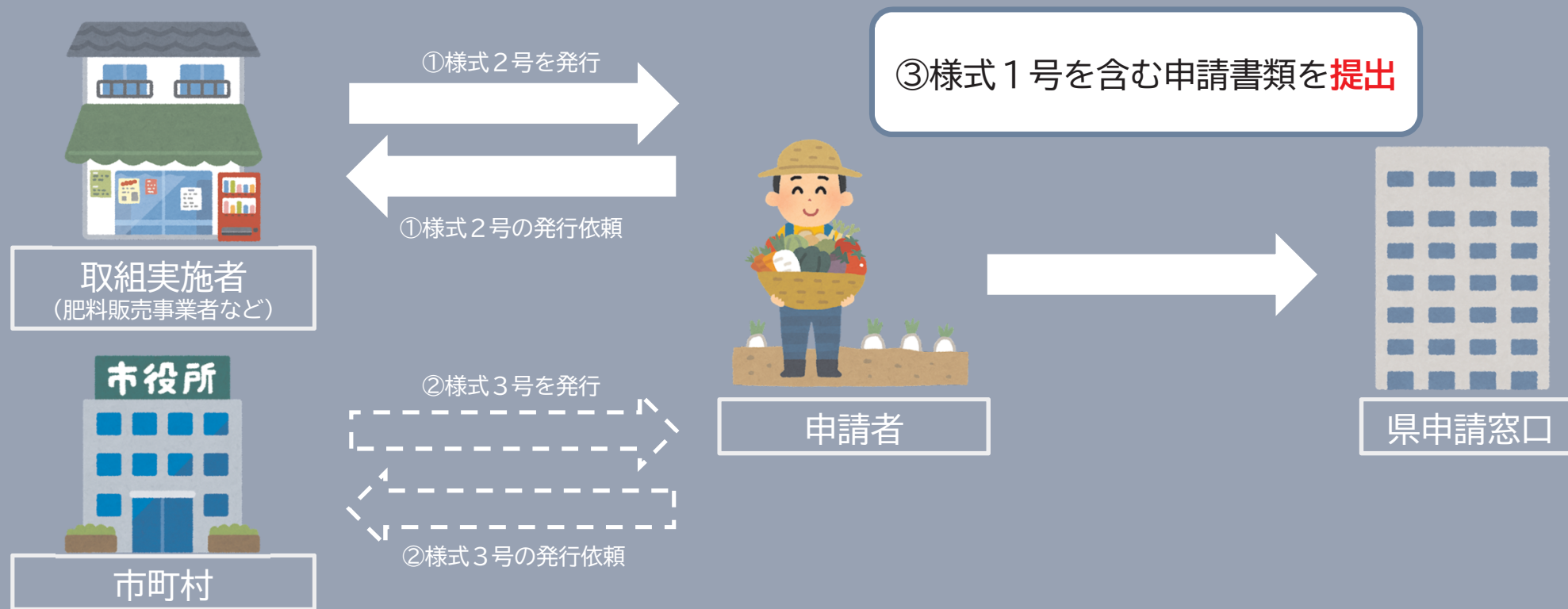
<申請書類について>

- ・ **県事業**では、農業者自身が申請者として、県申請窓口に申請します。
- ・ 申請者（農業者）は以下のとおり、申請書類を3点提出することになります。

書類名	区分	作成者
様式1号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金支給申請書	必須	申請者
様式2号 肥料価格高騰対策参加農業者証明書	必須	国事業取組実施者 (肥料販売事業者等)
様式3号 茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書	いずれか 必須	市町村農政担当課
<認定農業者・認定新規就農者の場合> 農業経営改善計画or青年等就農計画 認定書の写し		申請者

3. 申請手続きについて

<全体のながれ>

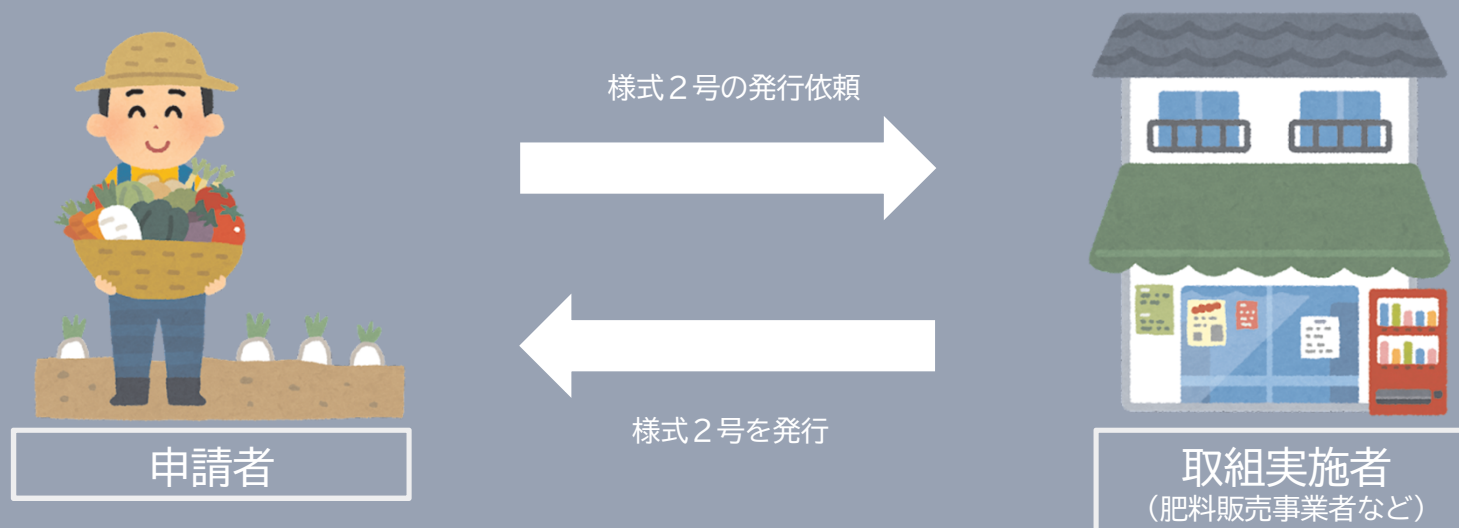


3. 申請手続きについて

<手順①> 様式2号（**肥料価格高騰対策**参加農業者証明書）の発行

→申請者が**国事業**の採択を受けた取組に参加し、補助金を受給していること及びその補助金の受給金額を、**国事業**における取組実施者（肥料販売事業者など）が証明する様式です。

→申請者は、**国事業**の取組実施者に様式2号の発行を依頼します。



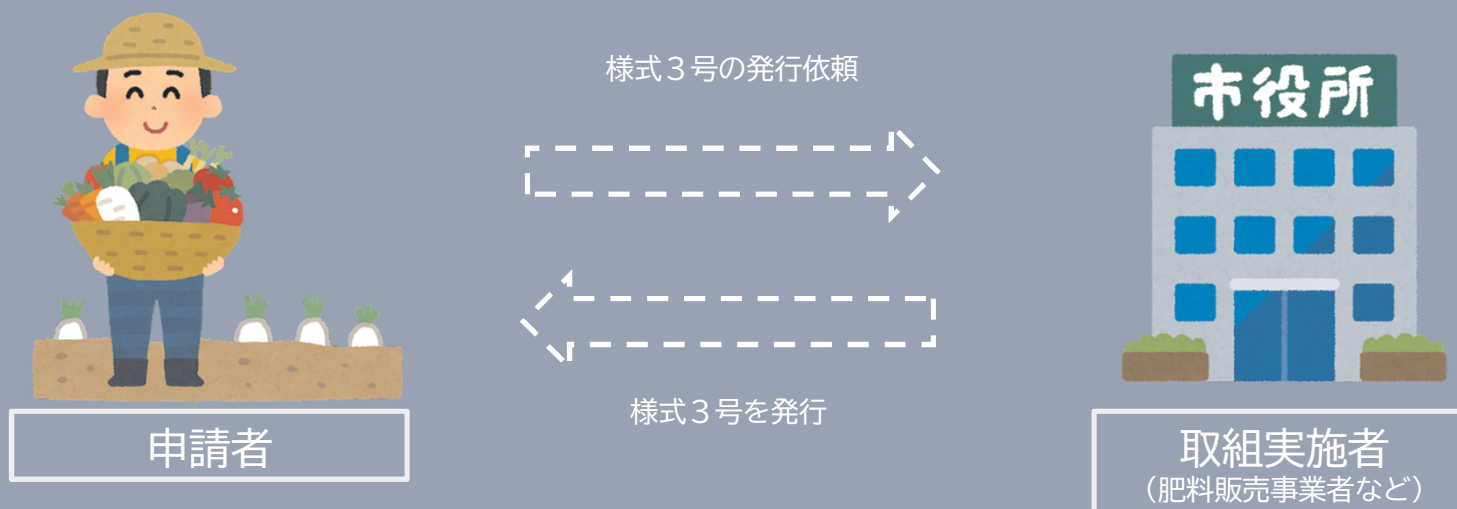
3. 申請手続きについて

※申請者が農業経営改善計画
(または青年等就農計画)の写
しを提出する場合、本手続きは
不要です。

<手順②>様式3号(茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書)の発行

→申請者が県事業支援金の支給要件を満たすことを示す様式です。

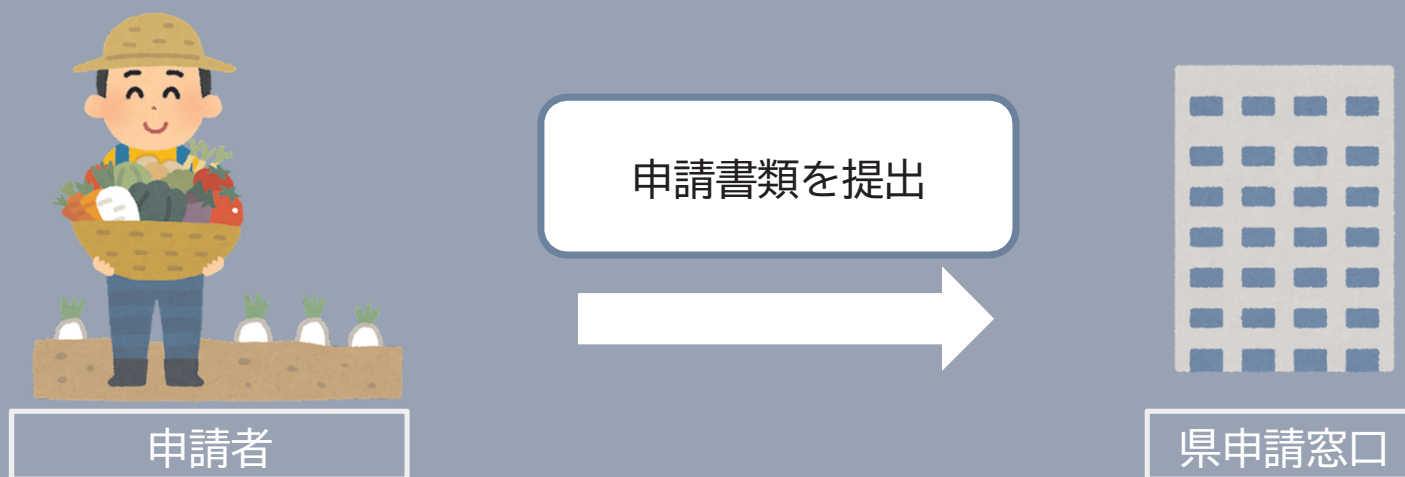
→申請者は、市町村農政担当課へ様式3号の発行を依頼します。



3. 申請手続きについて

<手順③>様式1号（茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支援金支給申請書）の記入・提出
→申請者自身が必要書類と併せて県申請窓口に提出します。

（国事業と異なり、取組実施者によるとりまとめは必要ありません）



4. 皆様をお願いしたいこと

【共通】

- ・ **県事業**では、申請者自身が県窓口申請しますが、
 - ①申請用紙の提供依頼があった場合
→県農業政策課ホームページからダウンロードするようお願いください。
 - ②記入方法についての質問があった場合
→支援金電話相談窓口（☎029-301-5338）をご案内ください。
(可能であれば、「申請書記載例」によりご説明をお願いいたします。)



4. 皆様をお願いしたいこと

【**国事業**における「取組実施者」の皆様（肥料販売事業者など）】

様式2号（**肥料価格高騰対策**参加農業者証明書）の発行をお願いします。

→**県事業**の申請者から発行依頼がありましたら、必要事項を記載のうえ申請者にお渡しください。

→発行した様式2号は、写し（コピー・スキャンデータ等）を保管していただきますようお願いいたします。

4. 皆様をお願いしたいこと

【市町村農政担当課の皆様】

様式3号（茨城県肥料価格高騰緊急支援事業支給要件証明書）の発行をお願いします。

→県事業の申請者から発行依頼がありましたら、必要事項を記載のうえ、申請者にお渡しください。

→発行した様式2号は、写し（コピー・スキャンデータ等）を保管していただきますようお願いいたします。

5. よくある質問

Q1. (申請者から予想される質問)

他県の肥料販売事業者から肥料を購入しており、他県で国事業の申請をして採択を受けている。この場合は県事業に申請できるのか。

A1.

他県において国事業の採択を受けている場合でも、支給要件を満たせば申請可能です。

5. よくある質問

Q2. (申請者から予想される質問)

複数の肥料販売事業者から肥料を購入しており、複数の取組実施者を通じて国事業の採択を受けている。この場合の申請はどうするのか。

A2.

お手数ですが、取組実施者ごとに様式2号を取得していただきます。様式1号の支援金額欄には、各取組実施者ごとの補助金受給額から算定した支援金の合計額を記入していただきます。

5. よくある質問

Q3. (申請者から予想される質問)

令和4年秋肥分の補助金が未払いとなっているが、申請はできないのか。

A3.

国事業の採択を受け、補助金を受給していることが確認できることが支給要件となりますので、今回は申請できません。今回申請できない分の取扱いについては、国事業の令和5年春肥分についての動向を注視しつつ改めてご案内いたします。

5. よくある質問

Q4.

令和5年春肥分の受付はしないのか。

A4.

国事業における令和5年春肥分の取扱いについて注視しつつ、別途ご案内いたします。

5. よくある質問

Q5.

申請期間が短いですが、延長の予定はないのか。

A5.

年度末（3月31日）までに交付決定を行う必要があることから、スケジュールの都合上、申請期間の延長予定はございません。

今回の申請期間に間に合わない場合の取扱いについては、改めてご案内いたします。

5. よくある質問

Q6.

国事業と違い対象を認定農業者等に限定するのはなぜか。

A6.

本事業には、中長期的な視点に立ち化学肥料の使用量低減を促すことで、国際情勢などの外的要因に左右されにくい農業への構造転換を図る狙いがあります。このため、安定的な農業経営を目指す計画を策定している認定農業者等に対象を限定いたしました。

質疑応答（15分程度）

ご質問がある方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押してお待ちください。

最後に

お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。
今後の事業実施の参考とするため、ご意見等ございましたら、
ぜひこちらの専用フォームからお寄せいただきますよう、
お願いいたします。

